

SHARE THE ROAD



自転車とクルマ、道路をシェアします

シェアザロードとは 自転車利用者のルール遵守意識の向上及び自転車が車道の左側端を通行しやすい環境の創出を図るため、互いに思いやりを持って車道を共有する意識を自転車、クルマの運転者双方に啓発する運動です。

鳴門市⇄南あわじ市が自転車にて通行可能になります。本市では2027年度大鳴門橋自転車道完成予定を見据えて、「自転車フレンドリーなまち」を目指し、ドライバーとサイクリストそして市民の皆様はもちろん本市を訪れた皆様の「安全安心」の為に『シェアザロード』を通してマナーアップに努めます！

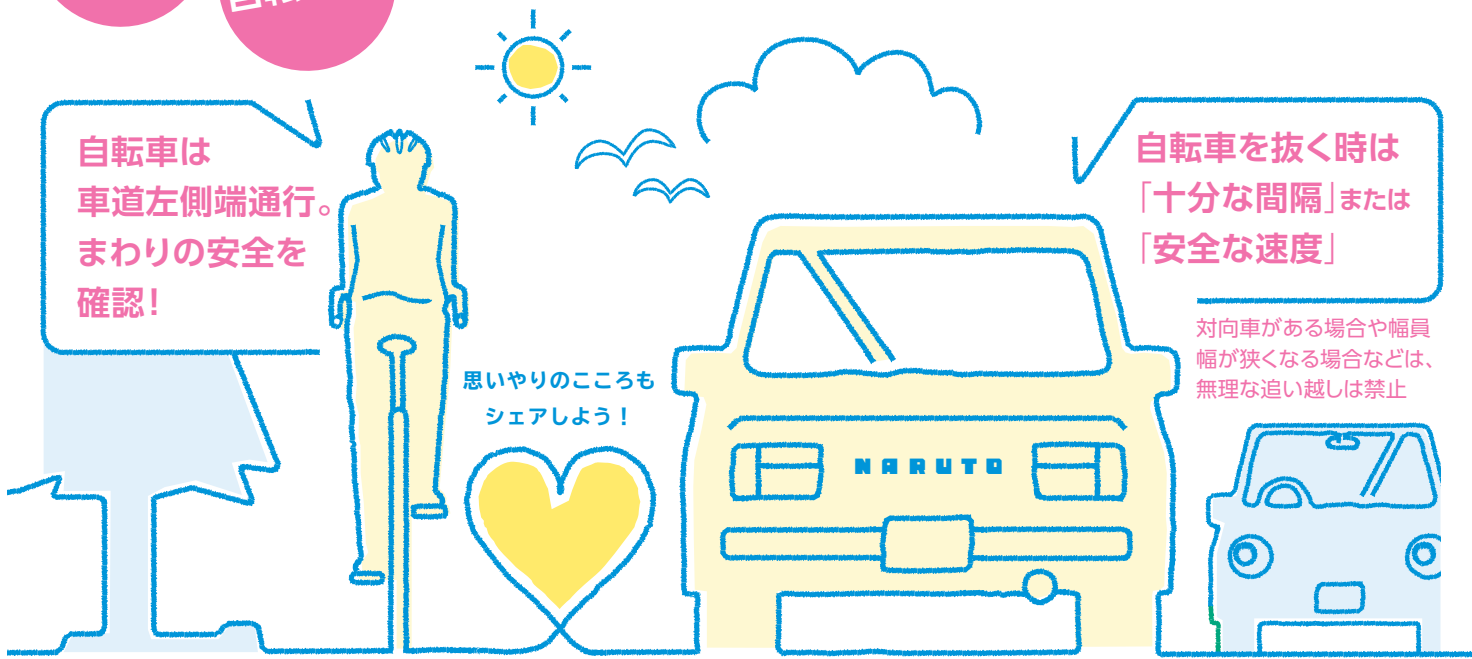
詳しくはこちらをご覧ください▶



クルマも!

自転車も!

知っておきたい自転車きほんルール



1 自転車の通行場所

車道の左側端!
(歩道は例外、右側通行は×)



車道の左側端

路肩などは通行場所ではありません。

2 交差点の直進方法

交差点でも「車道の左側端」
(直進する時は左折専用レーンでも第一車線の左側端を直進します)



横断歩道は渡っているの?

原則いけません。(歩行者の通行を妨げる恐れがない場合は除く)



3 歩道の通行条件と通行方法

●主な条件

- ① 標識がある
- ② 13歳未満、70歳以上
- ③ 車道通行が著しく危険(連続した路上駐車、工事)

●通行方法

- ① ゆっくり(徐行)
- ② 車道寄りを歩行者優先

押し歩き = 歩行者?

押し歩きをすれば歩行者扱い。歩道、横断歩道も通行可。



2027年度 大鳴門橋自転車道 完成予定



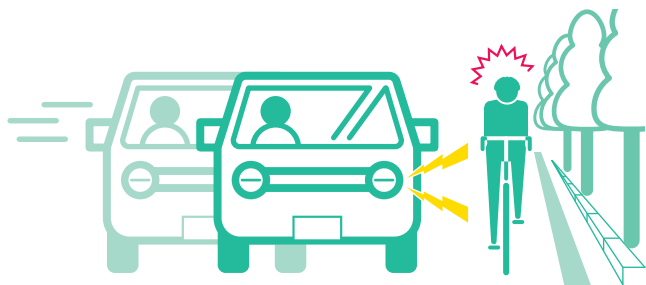
SHARE THE ROADの心がけ

ドライバー

自転車運転者

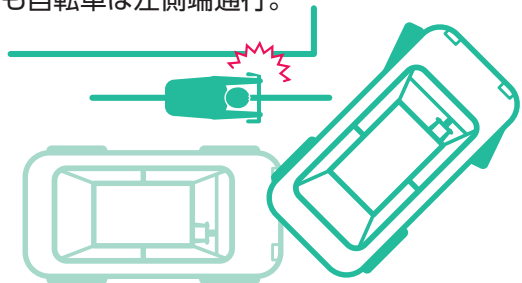
幅寄せ、不要なクラクションをしない

車道の左側端は、自転車の通行場所でもあります。



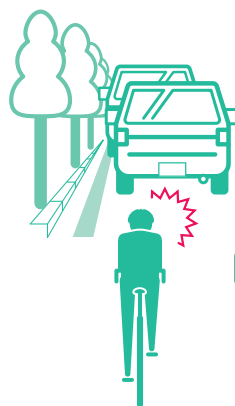
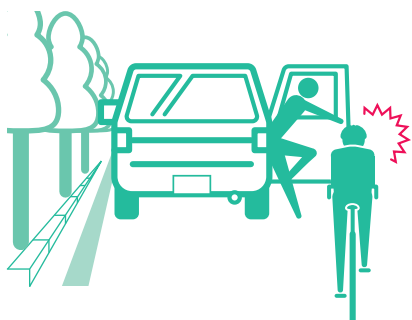
交差点での巻き込みに注意

交差点でも自転車は左側端通行。



クルマから降りる時のドア

後ろからくる自転車に注意。



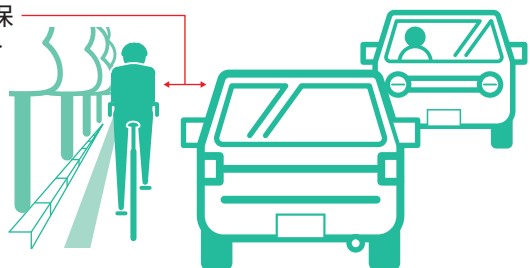
違法駐車をしない

自転車が車道を通れなくなります。



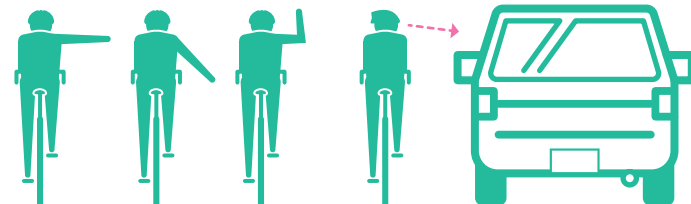
対向車がある場合などは、自転車の無理な追い越しは禁止

※概ね1.5m確保できない場合など。



2023年4月1日より
ヘルメット着用の努力義務化

手信号でクルマとコミュニケーション



[右折] [停止] [左折] クルマの方を見るのもコミュニケーションの1つ。

歩道、車道のむやみな行き来をしない

クルマにとっても歩行者にとっても危険。
やむを得ず行き来する時は、周りを確認。



バス停にいるバスの左側追い抜きをしない

バスの左側、歩道は乗降客がいて危険。



信号待ち車両間をすり抜けしない

クルマの間をすり抜けるのはとても危険。

